

北村行政書士・産廃コンサルティング総合事務所

コンサル業の業務紹介と 現行の関連法令の動向

(株)ハチオウ 社内講習会

2014.1

1.自己紹介①、

- 東京都庁に35年間勤務した。
- 99%は、廃棄物行政と廃棄物現場に勤務。
- 残る1%は、都庁の総務局の外事課に兼務で派遣された。何故ーロシア語が専攻だった。
- 廃棄物行政では、美濃部知事(石原、青島、鈴木の前の知事)のものごみ戦争宣言時に企画部に在職して、長期計画の策定など従事。
- 資源化リサイクルの事業課で[ごみの行政回収を目指し実現した] 従来は集団回収が資源化。
- 産廃課にて、はじめて廃棄物処理法に触れた産廃課では貴重な経験をした。
- 当時の同僚メンバーでは、環境公社の森理事長、前産対部長の木村部長、三代前の産廃課長の高橋様などなど。

1.自己紹介②

- 排出事業者処理責任がある事。法違反を犯すと許可が取り消しになることなど。
- 平成14年4月に定年退職後に、再任用として不法投棄対策課に採用された。産廃Gメン
- 青森・岩手の大規模不法投棄事件の対応9ヵ月後の11月30日退職、不完全燃焼が理由。
- 12月に高俊興業に最就職。スーパーエコタウンのプラントの建設計画に参画
- 企画開発部長、労務安全教育担当、営業部兼務など。ぬるま湯的体験者には、民間の業務の厳しさ、面白さに感動したが、反面、苦労もした。残業がきつかった。
- 人間関係にも。毎日が新鮮なストレスに満ちていた。
- 仕事が評価され社長室付け取締役へ抜擢。現在顧問

2.産廃コンサルの事務所開設①

- ある会社の社長から言われた。
- 行政の経験が有るのなら、一会社の為でなく、多くの会社のために何が出来るか考える。
- 妄想、思い込みの産物。事務所立ち上げを。
- 行政書士、環境カウンセラーの資格取得
- 事務所独立を社長に相談。社内にパーティションの区切りを作るから。甘えられない。
- 事務所を借りて、独立した。当初は非常勤取締役などと、勤務実績無く在籍していた。
- 他の人に比べ恵まれたスタートであった。
- 現在は、ハチオウ様を含めて13社とコンサル契約を締結

2.産廃コンサルの事務所開設②

- 業務の内容は、主に、廃棄物処理法上の問題、疑問などの照会回答。行政立入り検査立会い。
- 会社の事業の拡大計画などに参画、提案
- 携帯TEL、メール、FAXなど、24時間受付中
- 基本は、即日又は翌日中に文書回答する。
- 回答内容はコンサル顧問先の他社に情報提供。
- 「草の根通信」を発刊(根っこに栄養となる情報を提供しないと、花は咲かない。実らない。
- 研修会、講習会の依頼も年に10回位あり。
- 日本環境衛生センターの専任講師として 他の道府県に出張講演。 その他許可申請業務なども

3.当コンサルの事務所の特色①

- 私の経歴によるが、排出事業者と処理業者の両方の立場で判断、助言が出来ること。
- 特に法令の微妙な解釈においては、行政はどこまで許容できるのか。ギリギリの範囲
- 処理業者の遵守注意すべきポイントは何か。
- 現行において、行政担当者に廃掃法を理解できる層が極度に薄くなっている。
- 背景は。ベテランの穴埋めが再任用職員が多い。人事制度で3年で異動対象。人材不足。人数あわせ。
- 廃棄物処理法は、最低3年従事しないと理解不十分

3.当コンサルの事務所の特色②

- 当事務所にて、行政に問い合わせの場合
- 信頼の置ける担当者に事前に質問メール。
- 必ず、窓口にて担当者に相談をお願いする。
- 当方にて事前調べ、相手にも調査時間を付与
- とんでもない回答が出てくる場合少なくない。
- 理由は、法律、政令、省令だけでは正しい[＝現場に対応する]解釈ができない。3年で独り立ち
- 行政実例、旧の通達集、裁判の判例など。
- 蓄積のある担当者なら、納得できる回答が出る。

3.当コンサルの事務所の特色③

- 従来コンサルは、法律を法律どおり解釈すること。間違っていない。
- 行政の代弁者になっていないか。
- 中小規模の業者では、コンプライアンスだけでなく、事業に関する情報も人材も不足。
- 許可取得後の事業展開には具体的な助言、支援が必要。置き去りにされていないか。
- 適正処理の遂行には事業規模の大小だけがその要素ではない。
- 国の施策は中小を支援育成の観点なし。
- 我が事務所の特徴は、排出者、中小対象にコンサルを展開していること。一年間無料対応も有り。

4.取り組んできた内容①

- 事務所開設して初めて相談に来られたのは
- 多摩地区のある業者：下水道管の清掃と汚泥の引き抜き、その産廃処理を業務とする。
- 5月、立川市の契約を落札した。ところが使用車両の内、大型のバキューム車が排ガス規制で廃車になる。代替車両が無い。下水道課に相談したら、他業者の車両を使用すると再委託になる。困ってしまった。契約辞退となる。多摩環境事務所、都庁新宿庁舎の産廃課、東京産廃協に相談しても解決策が出ない。私の事務所に初めてののお客様。再委託基準遵守によりクリアした。
- 万が一再委託の時は、窓口相談に来る事で一件落着

4.取り組んできた内容②

- 飛び込みで、許可が取り消しになった業者の訪問。
- 「許可が取り消しになった。許可を復活する方法は何か無いのか」 2件ありました。
- ①家族経営で親父が社長、娘が専務、娘婿が取締役
- 娘婿が駅前飲み屋にて喧嘩で相手を殴り怪我させた
- お金で示談すれば良いのに、。意地を張った結果
- 略式裁判で、罰金刑。お金を納入した時点で欠格要件
- 娘婿だから義理の親父に申し訳ない気持ちで一杯。
- 千葉、埼玉、東京の許可が全て取り消しになった。
- 土砂を運搬する業者なので、廃棄物以外は運搬可能

4. 取り組んできた内容③

①再委託で事業停止となった許可業者

東京の許可業者で、栃木と茨城に別法人で堆肥化処理の中間処理会社を経営していた。

- ・汚泥と動植物性残渣を都内の食品会社から回収して堆肥化を図っていた。
- ・酵母菌の活動は変動するため状況により栃木にて処理する物を茨城に持ち込んだり、臨機応変にて処理。
- ・その都度、排出事業者の承諾を取っていれば良いが、再委託基準を守れなかった。
- ・その結果、三ヶ月の事業停止処分を2県で受けた。
- ・性状の変化する物の三ヶ月停止では影響大

5. 処理業と行政の関係①

- ・ 処理業者として攻めるのか、守るのか。両方
- ・ 栃木、茨城両県の事業停止処分を経験して、行政不服審査法、行政訴訟法、行政手続法などの勉強の必要性を痛感。
- ・ 昨年、専修大学の大学院法学研究科、「行政救済関連法」の科目を履修し、単位を取得
- ・ 許可申請書を出しても受理せずに事前相談、事前協議を義務付ける要綱を定めている。
- ・ 受理すると60日以内に結論を出す義務有り。
- ・ 許可OR不許可処分か。異議申し立て⇒

5.処理業と行政の関係②

- 最近の怖い話を一つ。
- 昨年12月2日の大分県の「リマテック」のタンクローリーの爆発火災事故により、大分県から事業停止4ヶ月の行政処分を受けた。
- 処分理由:中間処分業に必要な処理施設を有しないことで、「事業を的確に、かつ継続して行うに足りるものとしての環境省令で定める基準に適合しない」
- 一方的な事業停止は厳しすぎる。再建の目処立たず。
- 優良事業者認定も、更新時には認定資格無しとなる。
- 不可抗力自然災害で処理施設に損害が出た場合は？
- 環境省令で定める基準は強制規定ではない。再建を後押しするような取り扱い必要。各社はリスク管理を綿密に

5.処理業と行政の関係③

- 最近の行政が指導している内容、
- ①無許可保管積替え(収運の安易な保積み)
- ②保管基準違反(専ら物、有価物なのに)
- ③中間処理の前選別規制(処理能力オーバー)
- 行政処分で許可取消しの内容、
- ①再委託基準違反(排出者の事前承諾)
- ②交通違反(危険運転致死傷罪)酒気帯び
- ③暴力、傷害、大麻取締り、破廉恥罪
- 有罪となれば、略式裁判による命令で罰金刑、
- 支払ったら、即有罪確定⇒許可取消し。
- 時間稼ぎをすること。60日遡り基準有り。

6.今後の処理業のあり方①

- 国の制度で、優良事業者の認定制度がある。
- さらに、環境配慮契約法が成立した。
- 国又は独立行政法人などでは、各種の発注工事事案では、入札資格として環境側面を評価する制度が始まった。
- 廃棄物については、優良事業者認定の許可業者が優先的に入札資格者となる。
- 国から、地方自治体に、特記仕様書などにより建設工事業者に波及していくこと確定的。
- 優良事業者の資格取得は最低限の取り組み。
- 欠格要件に該当しない取り組みの継続必要

6.今後の処理業のあり方②

- 各処理業者の取り組みとしては、優良事業者の認定を各都道府県で取得は最低限の目標
- 次に何を指すか？
- 企業の戦略としては、「株式上場」を目指す。
- 全情報を公開。株式の公開、家業から企業に転換を！ リスクがあるが、いずれ決断が必要
- 結果は、人材確保、人材育成、資金需要の確保、社会的信用の上昇、企業の発展につながる
- 廃棄物処理業は3K職種。人材の確保、育成なくして将来は無い。将来の夢を語る会社に！